平 成 31 年

第 3 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成31年２月19日

水 戸 市 教 育 委 員 会

第３回教育委員会定例会

１　開催日時　平成31年２月19日（火）　　午後４時50分　開会
　　午後５時51分　閉会

２　開催場所　水戸市内原中央公民館　１階　講堂

３　出 席 者　教育長　本　多　清　峰
　　委　員　東小川　昌　夫（教育長職務代理者）
　　委　員　冨　田　教　代
　　委　員　篠　﨑　和　則

４　欠 席 者　委　員　岩　切　ちひろ

５　説明のため出席した職員の職，氏名

教育部長	増　子　孝　伸
総合教育研究所長	萩　谷　孝　男
参事兼教育企画課長	三　宅　　修
参事兼幼児教育課長	鈴　木　　功
参事兼内原中央公民館長	五　上　義　隆
学校管理課長	鎮　目　英　俊
学校保健給食課長	大　和　敦　子
生涯学習課長	大　澤　秀　樹
歴史文化財課長	白　石　嘉　亮
中央図書館長	松　本　　崇
総合教育研究所副所長	小　川　佐栄子
学校施設課長補佐	神　長　　央

６　傍 聴 人　なし

７　本日の日程
(1)　議　事
　議案第４号　平成31年第１回市議会定例会議案に対する意見について【非公開】
　議案第５号　水戸市学校運営協議会規則【公開】
　議案第６号　水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則【公開】
　協　議（１）平成31年度水戸市教育行政方針（素案）について【非公開】

８　会議の概要

午後４時50分　開会

○本多教育長　引き続き，御苦労様でございます。

ただいまから，平成31年第３回教育委員会定例会を開会いたします。

本日，岩切委員から欠席との連絡がありましたので，御報告いたします。

それでは，初めに，非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち，議案第４号及び協議(1)につきましては，非公開の取り扱いといたしたいと思いますが，よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

それでは，これより議事に入ります。

【議案第４号　平成31年度第１回市議会定例会議案に対する意見について：非公開】

○本多教育長　次に，議案第５号　水戸市学校運営協議会規則及び議案第６号　水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてでございますが，これらの議案は関連がございますので，議案第５号及び議案第６号については一括して審議を行いたいと思いますが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

それでは，説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　それでは，議案第５号　水戸市学校運営協議会規則，議案第６号　水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則につきまして，御説明いたします。

初めに，規則に先立ちまして，学校運営協議会制度について，御説明をさせていただきます。

別にお配りいたしました，参考資料を御覧ください。

学校運営協議会制度とは，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の６に基づく制度であり，地域とともにあり，特色ある学校づくりを目指し，学校と地域がともに協働していく仕組みとして制度化されたものでございます。

本市におきましては，平成31年４月からこれまでの取組をさらに進め，保護者や地域の方々の学校運営への参画の機会を生かす学校運営協議会制度を，水戸市内全校で導入することを予定しております。

これにより，学校の教育目標や目指すべき児童生徒像，学校経営の方向性等について熟議し，学校と家庭・地域の協働体制の構築を目指すものでございます。

なお，コミュニティ・スクールとは，学校運営協議会を設置した学校のことを言いますが，平成29年４月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い，学校運営協議会の設置がこれまでの「任意」から「努力義務」へと変更になっております。

次の四角の囲みには，これまでの制度との違いを記載しております。

現在，各学校には，地域住民の学校運営への参画の仕組みとして，学校評議員と学校関係者評価委員が配置されておりますが，本年３月をもってこれらを解消し，４月から学校運営協議会へ変更

し，一体的に推進してまいります。

左側に記載のとおり，これまでの学校評議員の皆様には，校長の求めに応じて，個人としての立場で学校運営に対して御意見をいただいておりますが，学校運営に関する直接の関与はございません。また，学校関係者評価委員の皆様には，教育活動の観察等を通して学校の教職員が行う自己評価について評価を行っていただいております。

これに対し，右側に記載のとおり，学校運営協議会は，学校の課題や目標を共有した上で，合議体を形成し，一定の権限を持って学校運営に参画していただくものでございます。個人の意見ではなく，合議体として複数の委員の合議によってその意思を決定する組織となります。

さらに，学校運営に計画段階から参画し，学校に関する評価を行うとともに，改善策についても協議するなど，委員が当事者意識をもって学校運営に参画するものでございます。

この制度の導入により，これまでの開かれた学校から一歩進んだ地域とともにある学校づくりを目指すものでございます。

次に，学校運営協議会の主な役割について４つ記載しております。

１つ目は，校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること，校長がこの承認された基本方針に沿って学校運営を進めていくこと。

２つ目は，学校運営に関して，教育委員会又は校長に意見を述べることができること。

３つ目は，学校の運営状況等について評価を行うこと。

４つ目は，学校と地域住民等との相互理解に努めることでございます。

次に，学校運営協議会の委員につきましては，人数は12人以内とし，校長の推薦により市教育委員会が委嘱又は任命いたします。

委員の構成は，通学区域内の住民，保護者，学校関係者，学識経験者等でございます。

身分は地方公務員法に規定する非常勤特別職で，任期は２年でございます。

最後に，導入後の流れとして，本年４月の制度導入後，４月中に委員の委嘱，学校運営基本方針の承認を行うとともに，学校の教育活動についての支援，参画をいただきながら，年３回程度の協議会を実施していく予定でございます。

それでは，資料39ページを御覧いただきたいと思います。

議案第５号　水戸市学校運営協議会規則について，御説明をさせていただきます。

本規則につきましては，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の６の規定に基づき，水戸市学校運営協議会の設置に当たり，必要な事項を定めるものであり，全17条により構成しております。

主な内容といたしましては，第２条に協議会の設置について，第３条に学校運営協議会の所掌事項について規定しております。

第４条から第６条には，協議会の組織や委員の任期，服務について，第７条から第10条には，協議会の運営等について規定しております。

さらに，第11条以降には，学校運営協議会の主な役割である学校の運営に関する基本的な方針の承認，情報提供，学校の運営に関する意見の申し出，学校の運営状況に関する評価等について具体的に規定しております。

本規則の施行日は，平成31年４月１日とし，あわせて規則におきまして，水戸市立学校管理規則における学校評議員に関する規定を削除するものでございます。

資料42ページに新旧対照表，43ページに参照条文を添付してございますので，後ほどお目通しい

ただきたいと思います。

次に，資料45ページを御覧ください。

議案第６号　水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について，御説明いたします。

幼稚園評議員につきましては，これまで水戸市立学校管理規則第21条の３に規定する学校評議員に関する規定を準用しておりましたが，学校運営協議会規則の制定に伴い，学校管理規則の学校評議員に関する規定が削除されますことから，幼稚園管理規則の中に改めて幼稚園評議員について規定をするものでございます。

資料46ページ，47ページの新旧対照表を御覧ください。

第７条の２として，幼稚園評議員の所掌事項，任期，守秘義務等について規定するものでございます。なお，内容等につきましては，これまでと変更はございません。

施行期日は，同じく平成31年４月１日でございます。

説明は，以上でございます。

○本多教育長　それでは，委員より御質問等がございましたら，発言願います。

篠﨑委員。

○篠﨑委員　水戸市学校運営協議会規則ですが，ひな形のようなものが文部科学省から来て，それを基に作っているのだと思うのですが，市で独自に変えたところなどがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○本多教育長　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　基本的には文部科学省から示されたものを参考にしております。しかし，構成や並べ方，表現の仕方については，水戸市の一般的な規則のスタイルにあわせて変更しております。

水戸市独自の部分というのは特にございませんが，強いて言えば，所掌事項のところで，文部科学省の規則には,「教職員の人事に関する意見の申し出」というのがございますが,本市においては,当面そちらは行っていかないということで入れておりません。

○本多教育長　人事に関する規則を所掌事項から省いたということですね。

ほかにございませんか。

冨田委員。

○冨田委員　39ページ，第４条の(6)に「教育委員会が必要と認める者」と書いてあるのですが，これはどういうことでしょうか。

○本多教育長　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　現時点では，具体的にどのような方々を入れていくというものではございませんが，例えば，学校で推薦が上がってこなかったような場合でも対応ができるように念のために入れているような状況でございます。

○本多教育長　要するに，教育委員会から推薦ができるような仕組みを念のため規則に入れてあるということです。

ほかにございませんか。

東小川委員。

○東小川委員　２つお聞きしたいことがあります。

まず１つ目は，委員の人数が12名以内となると，構成委員の最低人数というのは何人になるのですか。

２つ目は，学校運営協議会制度を導入したということは，市民に対して広報していくのでしょうが，導入されたことが一目でわかるような名称を付けるということは考えていますか。例えば，「コミュニティ・スクール水戸三の丸小学校」など，見てすぐに分かるようなことを考えているのか聞かせてください。

○本多教育長　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　委員の人数につきましては，12名以内ということのみでございますので，最低人数というのは特に決めておりません。

○本多教育長　東小川委員。

○東小川委員　つまり，極端な例を言えば，委員の人数は３人でも構わないということですか。

○本多教育長　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　はい，極端に言ってしまえばそうなります。基本的には12人以内としておりますので，学校で探していただきたいと思います。

なお，導入したことが一目見てわかるような名称についてでございますが，アピールをしていくための一つの方法として，今後検討させていただきたいと思います。中学校区単位で１つのコミュニティ・スクールを設ける学区が５つございます。こちらの学校のコミュニティ・スクールの名称につきましては，通称といいますか，そのようなところについては学校の裁量で考えていただけるような仕組みにしたいと思っています。

○本多教育長　基本的にコミュニティ・スクールというのは学校制度ではありませんから，学校の名称に入れることはできないですよね。

東小川委員。

○東小川委員　私の意見としては，入れないほうがいいと思っています。

他市の例を挙げますと，各学校を何々学園としたことによって，逆に分かりにくくなってしまいました。どの学区のどの学校を言っているのか分からないという意見が出てきてしまい，非常に煩雑になってしまいました。

そのような例がありますので，学校の内部として，コミュニティ・スクールという仕組みについて，学校名のような呼び名があるということをホームページ等でお知らせできれば，あえて名称を学校名としてつけるというようなことは必要ないなという意見です。

○本多教育長　学校運営協議会制度というのは，学校制度ではなく，コミュニティ・スクールというのはあくまで俗称にすぎません。現在のところ，コミュニティ・スクールという言葉が先行しておりますが，正式には，学校運営協議会制度を設置している学校をコミュニティ・スクールと言います。その辺については，学校運営協議会制度のあり方を，学校や教育委員会から市民に周知していかなければならないので，今後，広報等で広く周知していきたいと思います。

しかし，名称については，私の意見としては，入れるべきものではないと思っています。

ほかにございませんか。

篠﨑委員。

○篠﨑委員　学校運営協議会の会長については，学校長がなるということを想定されているのでしょうか。

○本多教育長　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　会長につきましては，学校長がなるのは，あまり望ましくはないと考えております。

○本多教育長　篠﨑委員。

○篠崎委員　学校長以外の方に会長になっていただくことが望ましいと想定されているのですね。

○本多教育長　東小川委員。

○東小川委員　次年度の学校運営に関して承認を得るということは，次年度の教育課程の編成に関わることになりますので，いつまでに承認を得るということを具体的に定めておくのですか。それとも，了解事項ということで，分かっていればいいということになるのですか。

○本多教育長　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　期日については，規則の中では定めておりません。今回については導入後初めてとなるため，年度当初，１学期のなるべく早い段階で，その年度の基本方針を承認していくようにお願いしたいと思っております。

また，次年度以降につきましては，前年度のうちに承認するか，または年度が変わってから承認するのかというところについては，今後，考えていきたいと思います。

○本多教育長　承認を得なければ，学校運営ができないということではないですよね。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　はい，そうです。

○本多教育長　承認という言葉があるので，承認を得ないと運営することができないのかという認識を持たれるかもしれないのですが，学校運営協議会制度とはそのような制度ではありません。そこを明確にしておかないと，聞かれたとき答えることができないですよね。なお，この承認という言葉の意味については，理解を得るという意味です。

その辺の言葉を使ったときに，その言葉の意味についてはっきり区別しておかないと，地域の人たちなどから，「学校運営協議会の承認が得られないと，学校は運営できないのか。」という議論が生じてしまいます。地域の方々にきちんと理解をしてもらった上で，地域と一体となって運営していくという制度です。

東小川委員。

○東小川委員　そう考えると，第11条(2)教育課程の編成に関わることについてはどう捉えればよいのでしょうか。

○本多教育長　これについては，基本的な方針に従うということです。全てにおいてこれで行うということとは書いていません。

東小川委員。

○東小川委員　前年度中に基本的な方針を示しておき，来年度はこの方針で行きましょうという合意をしておくということですか。

○本多教育長　異動等により校長が変わってしまう可能性があるので，前年度ではなく新年度の１学期のなるべく早い時期ということになります。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　なお，市町村によって様々でして，前年度中に実施している市町村もあるということです。

○本多教育長　新制度の中で，１学期のうちに方針を承認していただき，理解をしていただいた上で，学校運営を行っていくということです。

東小川委員。

○東小川委員　このように定められていると，やはり，教育目標及び学校経営計画，教育課程の編

成に関することについて，承認がなければいけないのかと感じてしまいます。

○本多教育長　これらの内容が記載されていないとコミュニティ・スクールにならないのです。記載がないと一体何をやるのか，今までの学校評議員と変わらないという話になってしまうのです。

篠﨑委員。

○篠﨑委員　承認ということは，基本的には学校側で出した結果を承認してもらい，承認してもらったのでその通りに学校運営を行いますということですよね。こうしなさいと言われ，そこで決議されてしまって強制されるというものではないという理解でよろしいですね。

○本多教育長　要するにこの制度というのは，学校長一人の独断で学校の運営を行っていくのではなく，地域に理解してもらって学校を運営していくということです。極端な話になりますが，例えば，４月に新しい学校長が来た際，周りの意見を聞かずに自分の意見を通してしまうということがないようにということです。学校運営協議会が承認をしてきたものについては，おそらく３月中から次年度へ引き継ぐことにはなるだろうとは思いますが，そこのようなところを説明する際，あくまでも学校長が地域の実態に応じた学校運営を行っていく制度だということを，制度の趣旨が曲がらないように説明しないといけませんね。逆に言えば，学校長に限らず，委員の中の一人の意見だけではなく，運営協議会全体での議決がないと行うことはできないということになります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　ないようですので，以上の議案について一括して採決いたします。

議案第５号及び議案第６号について，原案のとおり，可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　御異議なしと認め，よって，議案第５号及び議案第６号は可決しました。

【協議(1)　平成31年度水戸市教育行政方針（素案）について：非公開】

○本多教育長　それでは，以上をもちまして，本日の案件につきましては，全て終了いたしました。

その他，何かございますか。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　それでは，お手元に配布してございます，次回以降の教育委員会会議等日程（案）につきまして，御説明をいたします。

ゴシック体の部分が今回追加，又は変更があった日程でございます。

最初の項目，第１回教育委員会臨時会でございますが，３月中旬と御案内しておりましたが，３月14日木曜日の午後５時からに変更となり，場所についても総合教育研究所の研究室５・６に変更となっております。

次に，最後の項目，第６回教育委員会定例会は，５月21日火曜日の午後５時から，水戸市役所３階の教育委員会室で開催予定でございます。

説明は，以上でございます。

○本多教育長　その他，何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　ないようですので，それでは，以上をもちまして，本日の定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後５時51分　閉会

９　議決事項

議案第４号について原案可決

議案第５号について原案可決

議案第６号について原案可決

所管施設訪問

水戸市内原中央公民館	15：31～15：41
水戸市立鯉淵小学校・内原中学校分教室	15：54～16：39